

東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事(統括・経営戦略担当)及び<u>副学長(教育担当)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(奨学生の決定の取り消し)</p> <p>第10条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、第2条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、教育・学生生活委員会の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 日本学術振興会特別研究員となったとき。</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事(統括・経営戦略担当)及び<u>副学長(教学統括担当)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(奨学生の決定の取り消し)</p> <p>第10条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、第2条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、教育・学生生活委員会の議を経て奨学生の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p>役職相違のため修正</p> <p>令和2年度から、基金を原資とした給付金との併給が可能となったため</p>

附 則 (令和5年6月21日教規程第27号)

この規程は、令和5年6月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。